

沖繩市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和7年3月

沖 繩 市

目 次

§ 1. 計画の基本的な考え方	2
1. 計画の背景・目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	4
4. 策定体制	4
§ 2. 重層的支援体制整備事業の支援内容と実施体制	5
1. 重層的支援体制整備事業の概要	5
2. 重層的支援体制整備事業の各事業の体制	9
(1) 包括的相談支援事業	9
①事業概要	
②既存事業の実施体制	
(2) 多機関協働事業	11
①事業概要	
②事業の実施体制	
③支援会議・重層的支援会議について	
(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	13
①事業概要	
②事業の実施体制	
(4) 参加支援事業	13
①事業概要	
②事業の実施体制	
(5) 地域づくり事業	14
①事業概要	
②既存事業の実施体制	
§ 3. 重層的支援体制整備事業の取組目標の設定	16
§ 4. 支援関係機関間の連携に関する事項	17
1. 重層的支援庁内推進委員会	
2. 重層的支援庁内推進委員会 作業部会	
3. 連携担当者会議	
4. 地域協議体等	

§ 1. 計画の基本的な考え方

1. 計画の背景・目的

少子高齢化や人口減少が進行している中で、核家族・単身世帯が増加するとともに生活スタイルは多様化し、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月に施行されました。

本市では、新たな窓口等を作るのではなく、市全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画で目標とする「地域共生社会」の実現を目指すこととし、重層的支援体制整備事業の開始を令和7年度と定め、令和4年8月より重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組んでまいりました。

重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うことを目的に策定いたします。

【沖縄市における概念の整理】



第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画における「ちゅいしいじいの心でつながり福祉文化が息づく沖縄市」という基本理念のもと、「**地域共生社会の実現**」を目指す

↓
地域共生社会の実現に必要な

「包括的支援体制の整備」

↓
「包括的支援体制の構築」するために
重層的支援体制整備事業を実施

出典：厚生労働省資料より抜粋

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定める実施計画です。

福祉の上位計画である第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）において定める施策『包括的な支援体制の充実』の主な取組項目である、重層的支援体制の整備に関する事業の実施体制等をより具体的に定めるものです。

併せて、沖縄市総合計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り取り組んでまいります。

第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画

基本理念		
ちゅいしいじいの心でつながり 福祉文化が息づく沖縄市		
計画推進にあたっての3つの視点		
1. 市民一人ひとりの力が発揮できる	2. 交流の輪を広げ、地域への愛着を深める	3. 信頼と安らぎでつながる
基本目標	基本方針	施策
1 人と人、人と地域をつなげよう	(1)ちゅいしいじいの心で地域をつなぐ「市民」を育む	① 地域福祉の担い手の育成 ② 自治会の活性化支援 ③ 地域を支える団体等の活動支援
	(2)つながりを築く「場」づくり推進する	① 交流の場の充実 ② 市民と場を「つなぐ」仕組みの構築
2 福祉ネットワークで支えあおう	(1)困りごとに気づき、助けあう支援体制の連携を強化する	① 包括的な支援体制の充実 ② 福祉連絡会の活動支援 ③ コーディネート機能の充実
	(2)生きがいづくりと社会参加を促進する	① 就労の場、機会の実現 ② 誰もが参加できる社会づくり
	(3)地域福祉への理解を深める取組を推進する	① 福祉への理解の促進 ② ICTの活用 ③ サービスの提供

主な取組項目
◎重層的支援体制の整備

出典：第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画

3. 計画期間

本計画の実施期間は令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度の2年間とし、期間終了後は、第7次沖縄市地域保健福祉（活動）計画（令和9年度～）と一体的に策定することとします。

計画の見直しにあたっては、PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

■上位・関連計画の計画期間

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
沖縄市 地域保健福祉計画 地域福祉活動計画	第6次計画 R4～R8年度					実施計画 R9～R13年度 一体的に策定				
重層的支援体制整 備事業実施計画	移行計画 R4～R6年度			実施計画 R7～R8年度						

4. 策定体制

沖縄市重層的支援庁内推進委員会および作業部会

§ 2. 重層的支援体制整備事業の支援内容と実施体制

1. 重層的支援体制整備事業の概要

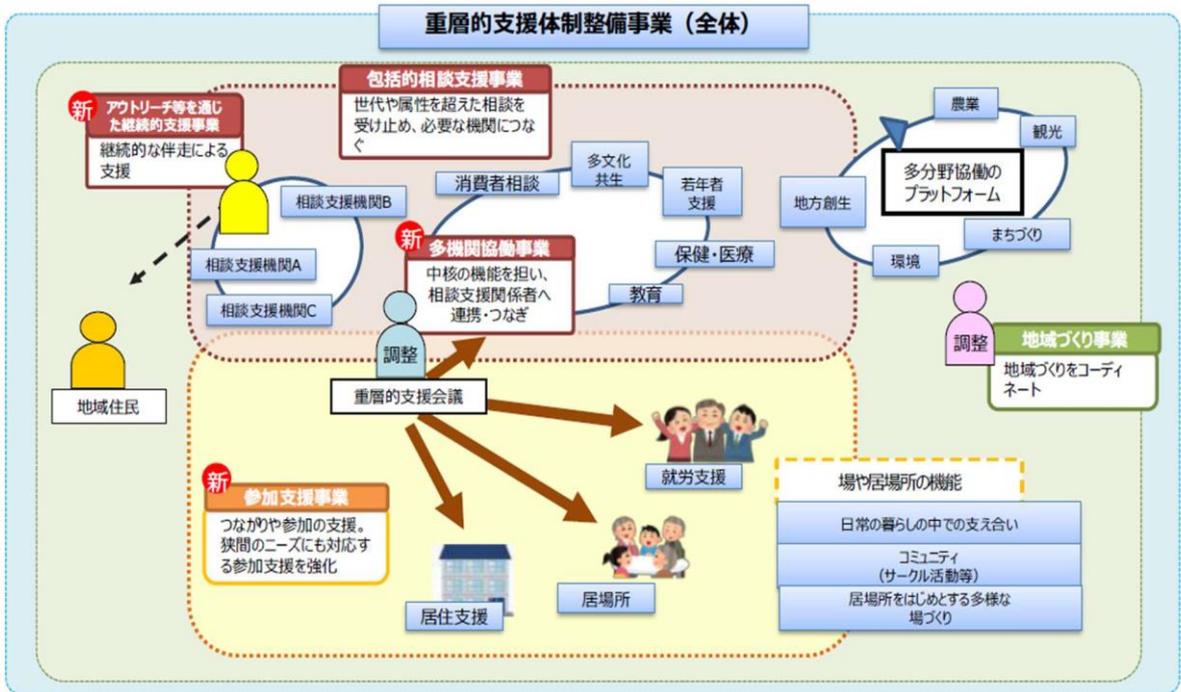
重層的支援体制整備事業は、高齢者や障がい者、こどもなどの分野や世代を問わずに、包括的に受け止める「相談支援（属性や世代を問わない相談の受け止め）」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応できるよう創設された事業です。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

I 相談支援	(1) 包括的相談支援事業 (※法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワーク対応する ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	(2) 多機関協働事業 (※法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
	(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (※法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から 潜在的な課題を抱える人を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
II 参加支援	(4) 参加支援事業 (※法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
III 地域づくりに向けた支援	(5) 地域づくり事業 (※法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・個別の活動や人のコーディネート ・他分野につながるプラットフォームの展開

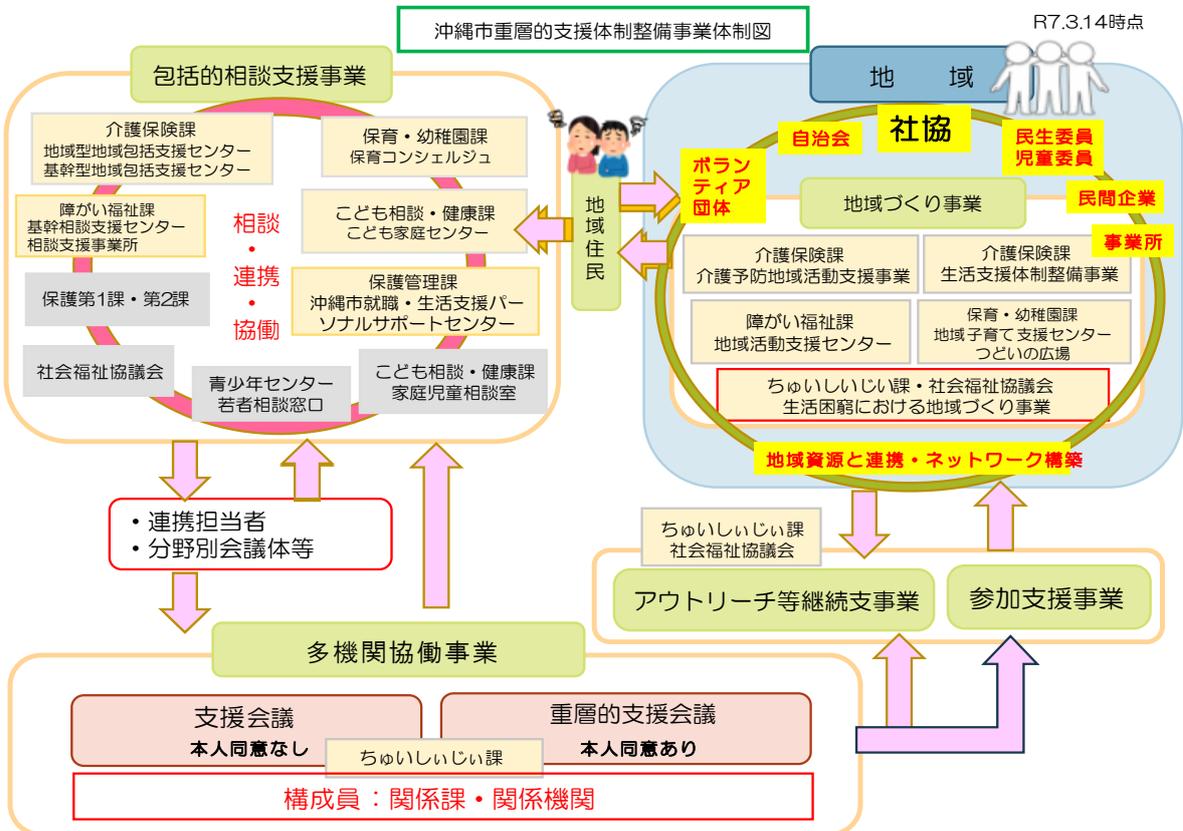
※社会福祉法

■重層的支援体制整備事業制度の全体像イメージ図



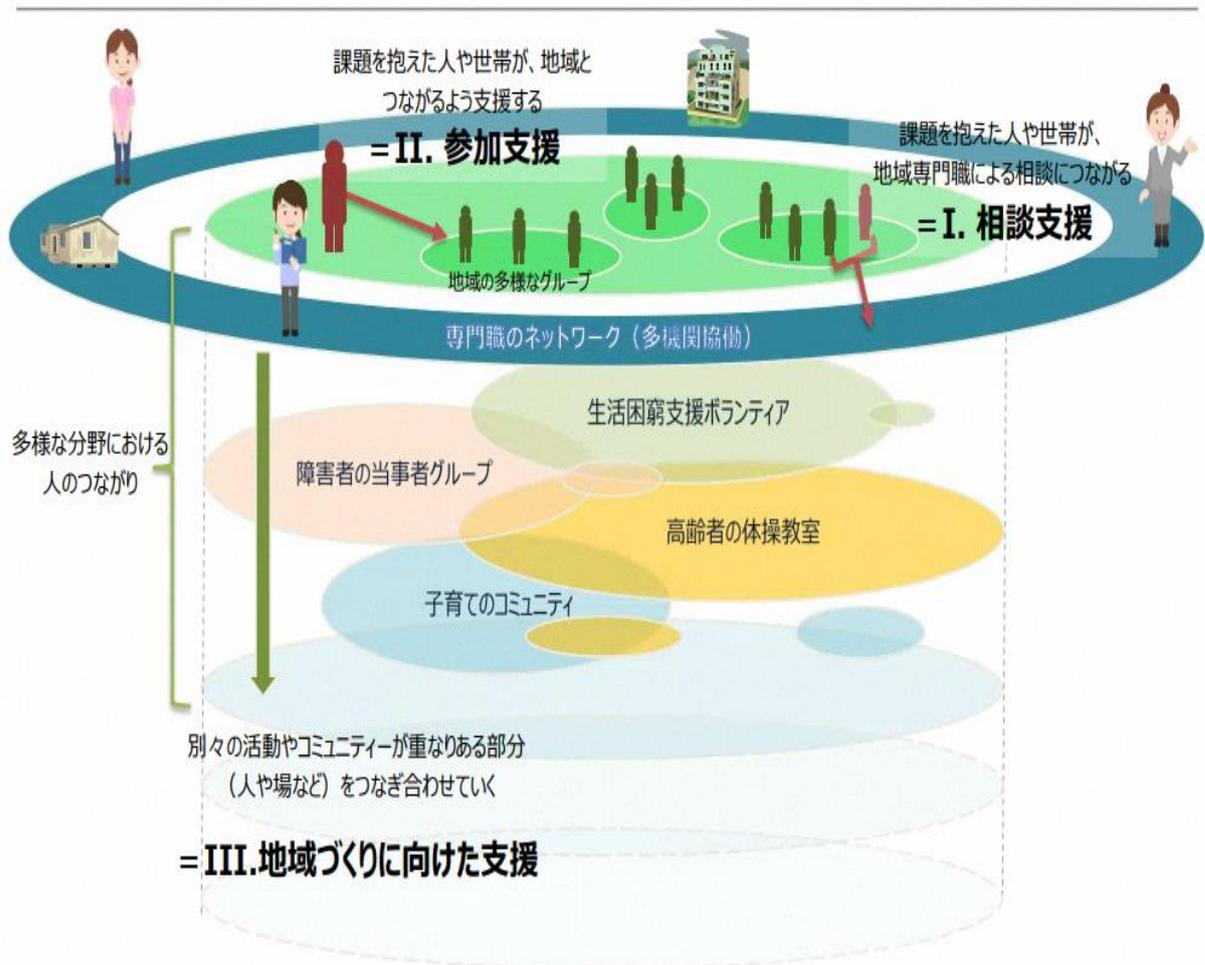
出典：厚生労働省資料より抜粋

■本市における重層的支援体制整備事業の全体像イメージ図



■ 様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ

重層的支援体制整備事業は『支援の重層化』、『つなぎの重層化』、『出会いの重層化』により支援体制の整備を図る事業です。

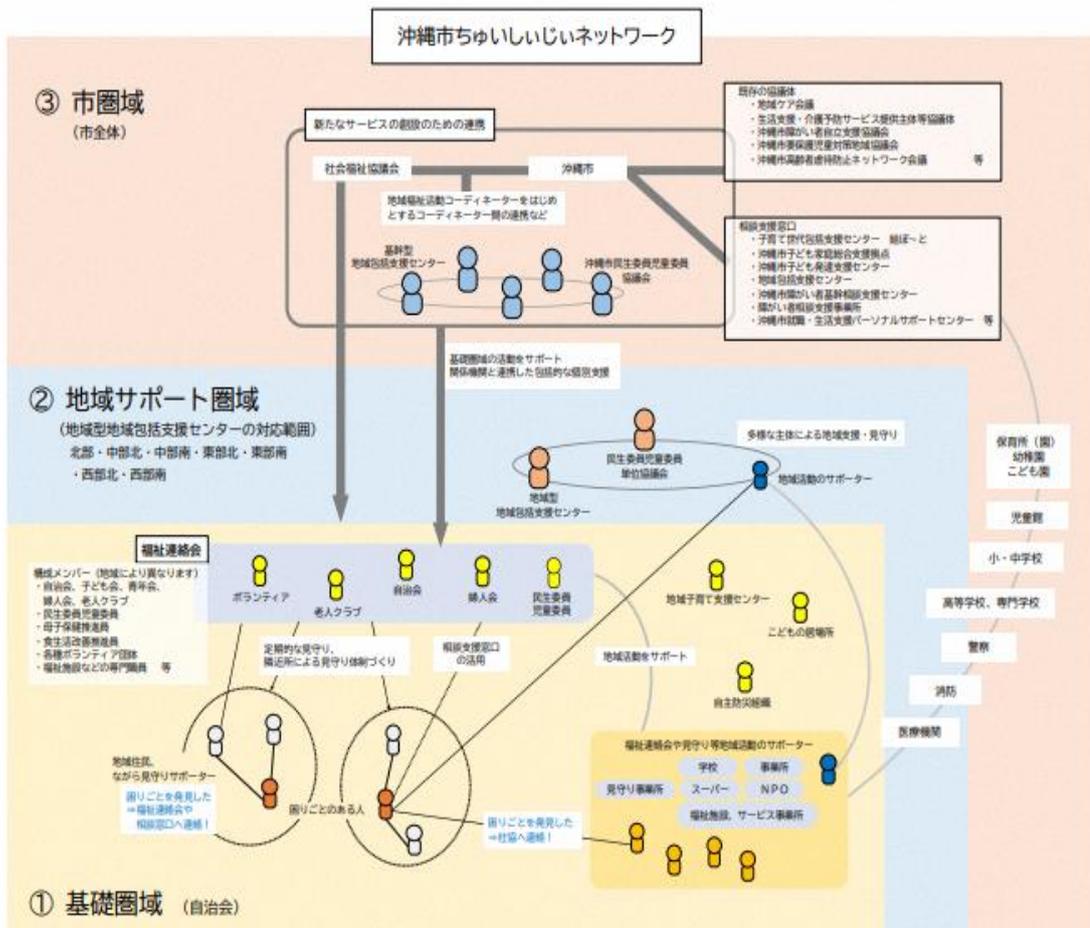


出典：「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」＜概要版＞令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」MUFG より抜粋

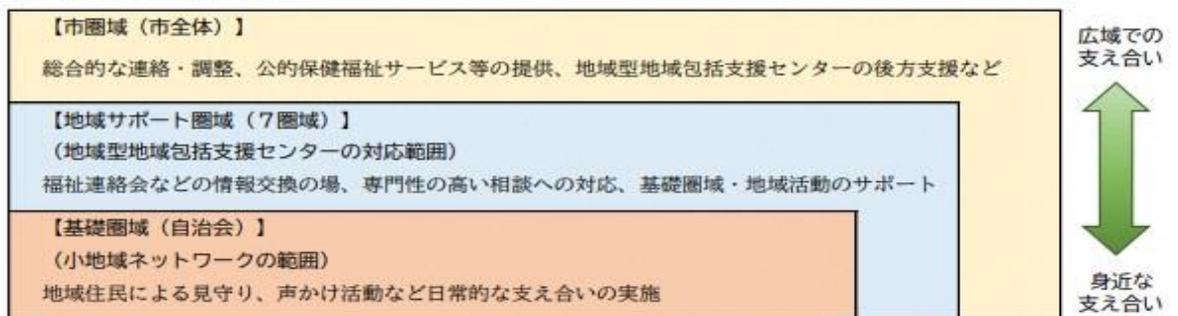
■本市における様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ

沖縄市ちゅいしいじいネットワーク

本市においては、沖縄市地域保健福祉（活動）計画において、困りごとを早期に発見し見守ることができ、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制として、小地域ネットワークの範囲である「基礎圏域（自治会）」、地域包括支援センターの範囲でもある「地域サポート圏域」、市全体を対象とした「市圏域」、の3つの圏域を設定し、地域福祉活動の基盤づくりを進めています。



【圏域設定の概念図】



出典：第6次沖縄市地域保健福祉（活動）計画

2. 重層的支援体制整備事業の各事業の体制

(1) 包括的相談支援事業

①事業概要

包括的相談支援事業においては、高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援の各事業者が、相談者の属性(分野等)に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となり、分野横断的に包括的な支援体制を整備することができます。

具体的には、相談者の世代、相談内容などに関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、関係機関との連携により、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。そのうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例など、解決が難しい場合は、多機関協働事業で支援を検討します。

②既存事業の実施体制

	高 齢	障がい
事業名	地域包括支援センター ・基幹型 ・地域型	相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・相談支援事業所
事業内容	高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上および福祉の推進を包括的に支援する。	地域の障がい児者等の相談に応じ、障がい福祉サービスの情報提供や利用支援・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・権利擁護のために必要な支援を行う。
設置形態	基本型	基本型
実施方法	基 幹：直営 地域型：委託	委託
箇所数	基 幹：1 地域型：7	基 幹：1 事業所：4
担当課	介護保険課	障がい福祉課

	こども	生活困窮
事業名	利用者支援事業 特定型：保育コンシェルジュ こども家庭センター型：こども家庭センター 妊婦等包括相談支援事業型：伴走型相談支援	自立相談支援事業 沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
事業内容	保育コンシェルジュ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での情報提供、助言等の必要な支援を行う。 こども家庭センター 母子保健機能と児童福祉機能の二つの機能を一体的に行う。妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認し、地域のリソースや必要なサービスと有機的に繋いでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。 妊婦のための支援事業 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。 (※こども家庭センターの業務として実施)	失業等により経済的な問題で生活に困っている方、働くことに不安を抱いている方、住居を失う恐れのある方(または喪失された方)、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱えている方への相談支援を行う。
設置形態	基本型	基本型
実施方法	直営	委託
箇所数	2	1
担当課	保育・幼稚園課 こども相談・健康課	保護管理課

(2)多機関協働事業

①事業概要

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援機関間の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担います。

原則、本人から利用申込により「相談受付」を行い、紹介元の相談支援機関等からの情報に基づき「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「プラン(案)を作成」します。

「重層的支援会議」において、支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランについて十分に議論し、支援を実施します。

②事業の実施体制

事業名	多機関協働事業
対象者	・複雑化・複合化した課題を抱えている人 ・単独の支援機関では対応が難しく、複数の支援機関が関わっている人 ・各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する人
実施内容	重層的支援会議・支援会議を開催し、事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援機関間の役割分担、支援の方向性の整理等
実施方法	直営・配置人数（1人）
箇所数	1
担当課	ちゅういしいじい課

③支援会議・重層的支援会議について

重層的支援会議は、複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、支援機関間の役割分担が望ましい場合に、多機関協働事業者が中心となり会議を開催し、支援プランの議論、決定を行います。

支援会議は、社会福祉法第 106 条の 6 に規定される、参加者に守秘義務が課される会議体です。本人からの相談がないものの地域での見守りが必要なケースや、緊急の支援が必要なケースなどについて、関係機関同士で情報共有や支援方針の検討を行う場として活用することができます。支援会議は、本人から個人情報を取得することが難しい様々なケースの支援において、活用されることが想定されています。

名称	支援会議	重層的支援会議
会議内容	社会福祉法第 106 条の 6 に規定された会議であり、参加者に守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、 <u>本人の同意がない場合</u> にも情報共有に基づく支援の検討等が可能とすることで、支援体制の検討を円滑にすることができます。なお、本人から情報共有の同意が得られた後は、重層的支援会議に移行します。	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる <u>本人同意を得たケース</u> に関して、多機関協働事業において実施し、支援機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討します。
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる事案の情報 提供・情報共有 ・ 課題の早期発見による予防的措置 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間の調整 ・ プランの適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討
構成員	高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野および関係機関課等へ連携担当者を配置し、多機関協働事業者が事例ごとに選定し、招集。	高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野および関係機関課等へ連携担当者を配置し、多機関協働事業者が事例ごとに選定し、招集。
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月開催（定例開催） ・ 上記の他、多機関協働者が必要と判断した際に、随時開催 	支援会議と共催
担当課	ちゅういしいじい課	ちゅういしいじい課

(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

①事業概要

本事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行う事業です。

対象者を把握するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

支援対象者に対しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などをおこないます。

②事業の実施体制

事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
対象者	・複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えている人 ・自ら支援を求めることができない人 ・支援につながることに拒否的な人 など
実施方法	委託・配置人数（1人）※事業の拡充に合わせて体制強化に取り組む
箇所数	1
担当課	ちゅいしいじい課

(4)参加支援事業

①事業概要

既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源への働きかけや拡充を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューのコーディネートおよびマッチングをおこないます。

また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等をおこない、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施します。

②事業の実施体制

事業名	参加支援事業
対象者	・既存制度の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など
実施方法	委託・配置人数（1人）※事業の拡充に合わせて体制強化に取り組む
箇所数	1
担当課	ちゅいしいじい課

(5)地域づくり事業

①事業概要

高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、世代や属性(分野)を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がるように働きかけます。

また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

②既存事業の実施体制

	高 齢	
事業名	介護予防地域活動支援事業	生活支援体制整備事業
機関名	介護保険課	介護保険課 地域包括支援センター
事業内容	介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援する。	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を目的とする。
対象者	65歳以上の高齢者及び地縁団体、NPO 団体、企業など	65歳以上の高齢者及び地縁団体、NPO 団体、企業など
実施方法	直営	直営 ・ 委託
箇所数	1	1 ・ 7
担当課	介護保険課	介護保険課

	障がい
事業名	地域活動支援センター機能強化事業
機関名	・公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 地域活動支援センターおきなわ ・特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会 よつば ・地域活動支援センター ワークスペースアトリエ太陽
事業内容	障がい者等が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。
対象者	障がい者
実施方法	委託
箇所数	3
担当課	障がい福祉課

こども	
事業名	地域子育て支援拠点事業
機関名	地域子育て支援センター・つどいの広場
事業内容	地域において子育て世帯の交流等を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
対象者	概ね3歳未満の子と保護者
実施方法	直営・補助
箇所数	地域子育て支援センター：2 つどいの広場：3 出張つどいの広場：1
担当課	保育・幼稚園課

生活困窮	
【新規：ふれあいのまちづくり推進事業補助金より一部移管予定】	
事業名	ふれあいのまちづくり推進事業補助金
機関名	委託予定
事業内容	身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。
対象者	地域住民
実施方法	委託予定
箇所数	1
担当課	ちゅいしいじい課

3. 重層的支援体制整備事業の取組目標の設定

重層的支援体制整備事業において令和7年度～令和8年度の取組目標と重点的に取り組む事項を次の通り設定します。

取組目標	令和7年度～令和8年度の取組事項
<p>目標1 複雑化、複合化した事例について、制度の壁も福祉の壁も超えて、みんなで解決しよう！</p> <p>→（重層的）支援会議を核とした多機関協働事業を続けることで、関係機関の意識の変化を促します。</p>	<p>○重層的支援体制整備事業理解のための周知啓発・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内研修等（職員研修）の開催 ・包括的相談支援事業者への研修会等の開催 <p>○支援会議・重層的支援会議の開催</p>
<p>目標2 地域が自分たちで課題解決を考える地域づくりをしよう！</p> <p>→生活支援コーディネーターや社協CSW・自治会・民生委員が把握している地域の問題を、福祉の壁を越えた住民、企業、公的機関などのアイディアで乗り越えていく体制づくりに取り組みます。</p>	<p>○重層的支援体制整備事業理解のための周知啓発・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域（自治会、民生委員・児童委員等）での周知啓発 <p>○インフォーマルを含めたネットワークづくり</p> <p>○地域資源の把握</p> <p>○生活支援コーディネーターや社協のコミュニティーソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等の連携強化</p>



4. 支援関係機関間の連携に関する事項

1. 重層的支援庁内推進委員会

目的	相談や支援の必要な方の属性、世代、相談内容に関わらず、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援に係る業務の円滑化を図ることを目的とします。
内容	市長、副市長、教育長、上下水道局長、消防長、各部局長による、重層的支援の推進に関する事、重層的支援に係る横断的意思決定に関する事、その他重層的支援推進に必要な事項に関する意思決定を行います。

2. 重層的支援庁内推進委員会 作業部会

目的	相談や支援の必要な方の属性、世代、相談内容に関わらず、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援に係る業務の円滑な執行を図ることを目的とします。
内容	高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の分野及び庁内関係部局の担当者(主に課長級)による、各分野の支援の方向性及び課題の把握、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画案の策定作業、重層的支援庁内推進委員会への企画の立案などを行います。

3. 連携担当者会議

目的	高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の分野及び庁内関係部局の担当者(主に係長級)が連携し、住民等からの相談や地域で解決できない課題を受け止め、必要な支援の効果的な実施や自立の促進を図る取組の推進を目的とします。
内容	庁内での住民からの相談に対する職員の気づきの共有や、関係各課所管の制度に関する研修などを実施し、庁内関係各課相互の連携体制の構築や職員の支援への意識向上を図るための会議開催を検討します。

4. 地域協議体等

目的	多様な主体が参加する「情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、地域住民の多様な日常生活を支える生活支援の充実・強化を図ることを目的とします。
内容	生活支援体制整備事業の第1層協議体(介護保険地域支援事業)や沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会等を活用した、沖縄市全体(第1層)の高齢者を始めとした地域住民への生活支援の取り組みについて、学識経験者や民生委員・児童委員、地域関係者・専門機関等が集まり、意見交換や情報共有を行い、住民の福祉ニーズや不足する社会資源の把握と、課題解決に向けた取組について検討するための協議体の開催を検討します。